和歌山市建設工事等の競争入札参加資格審査基準

（趣旨）

第１条　この基準は、和歌山市が発注する建設工事等（建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）の資格審査その他必要な事項を定めるものとする。

（競争入札参加者の資格）

第２条　競争入札参加者に必要な資格は、次に掲げる要件に該当しない者とする。ただし、市長において特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に該当する者

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号に該当する者で、その事実があった後３年を経過していないもの

（３）前号に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（４）引き続き２年以上当該事業の営業に従事していない者

（５）和歌山市に対し納付すべき市税、消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税を完納していない者

（６）法第２条第３項に規定する建設業を営む者（以下「建設業者」という。）にあっては、法第３条に規定する許可を受けていないもの及び法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査を受けていないもの

（７）建設コンサルタント業務を営む者（以下「建設コンサルタント業者」という。）にあっては、営業に関し法律上必要とする許可又は登録を受けていないもの

（８）申請者又は申請者の役員等が、和歌山市暴力団排除条例（平成２３年条例第２８号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等である者

（９）その他市長が必要と認める資格を有しないもの

（資格の基本事項の公示）

第３条　市長は、競争入札参加者に必要な資格及び申請の時期、方法等について公示によるほか、建設総務課掲示板に掲示するとともに本市ホームページにおいて掲載するものとする。

２　競争入札参加者の資格審査は、西暦奇数年に定期的に行う定期審査又は定期審査後に市長が必要と認める場合に行う追加審査において行うこととする。

（審査の申請）

第４条　競争入札参加者は、市長が定める期間内に、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添えて市長に提出し、資格登録の承認を受けなければならない。

（競争入札に参加を希望できる業種の制限）

第４条の２　競争入札参加者が競争入札に参加を希望できる業種（以下「希望業種」という。）の数は、同一の競争入札参加者につき５とする。

２　前項の規定にかかわらず、競争入札参加者のうち、建設業者であって和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有しているものの希望業種の数は、同一の競争入札参加者につき６とする。

（登録）

第５条　市長は、前条の規定により申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは、建設コ

ンサルタント業者にあっては、これを登録するとともに競争入札参加資格を有する業者の名簿を作成するものとし、建設業者にあっては、次に掲げる競争入札参加資格審査に係る総合点数（以下「総合点数」という。）を算出した後、これを登録するとともに競争入札参加資格を有する業者の名簿を作成するものとする。

（１）和歌山県内に主たる営業所（本社・本店）を有している者で、希望業種を申請したものの希望業種に係る総合点数は、経営事項審査による総合評定値に別表１に定めるところにより算出する主観点数を加減して算出した点数とする。ただし、技術者数に係る主観点数については、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業又は当該工事業から細分化した工事種別以外の希望業種については加減を行わない。

（２）和歌山県以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者の希望業種に係る総合点数は、経営事項審査による総合評定値とする。

２　市長は、第８条の規定により変更の申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは、これを登録するとともに前項の規定により作成した競争入札参加資格を有する名簿を変更するものとする。ただし、当該変更の申請にあっては、新たな総合点数の算出は行わないこととし、従前の総合点数を適用するものとする。

（登録書の発行）

第６条　市長は、前条の規定により登録された業者（以下「登録業者」という。）には、競争入札参加資格登録書（別記様式第１号。以下「登録書」という。）を発行するものとする。

２　登録業者が第８条の届出を提出した場合において、登録書の記載内容について再発行が必要であるものに対して登録書を発行するものとする。

（登録書の有効期間）

第７条　登録書の有効期間は、登録認定日から次の定期審査による登録認定日の前日までとする。ただし、登録業者が前条第２項の規定により登録書の再発行を受けた場合については、変更前の有効期限を適用する。

（登録の変更）

第８条　登録業者は、その登録の内容に変更が生じた場合は、競争入札参加資格登録内容変更届に必要な書類を添えて、その都度速やかに市長に提出しなければならない。

（入札参加資格の取消し）

第９条　市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その資格を取り消すことができる。

（１）第２条各号のいずれかに該当することとなったとき。

（２）不正な手段又は虚偽の申請により競争入札参加資格を得たとき。

（３）市長が入札参加資格を取り消す必要があると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、競争入札参加資格を有する業者の名簿から当該者を抹消するものとする。

附　則

この基準は、平成１５年５月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

１　この基準は、平成１６年１２月１日から施行する。
２　ただし、平成１７・１８年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附　則

１　この基準は、平成１８年１２月１日から施行する。
２　ただし、平成１９・２０年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附　則

この基準は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

１　この基準は、平成２０年１２月１日から施行する。
２　ただし、平成２１・２２年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附　則

この基準は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則

１　この基準は、平成２２年１２月１日から施行する。
２　ただし、平成２３・２４年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附　則

この基準は、平成２３年１２月１日から施行する。

附　則

１　この基準は、平成２４年１２月１日から施行する。
２　ただし、平成２５・２６年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附　則

この基準は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、別表２その１の改正規定は、平成２９・３０年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附　則

この基準は、平成２８年１２月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２９年６月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この基準は、平成３０年１２月１日から施行する。
２　ただし、平成３１・３２年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附　則

１　この基準は、令和２年１２月１日から施行する。
２　ただし、令和３・４年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附　則

１　この基準は、令和４年１２月１日から施行する。
２　ただし、令和５・６年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附　則

１　この基準は、令和６年１２月１日から施行する。

２　ただし、令和７・８年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附　則

１　この基準は、令和８年１２月１日から施行する。

２　ただし、令和９・１０年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

別表１（第５条関係）

その１

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　　容</th><th>加算点</th></tr>
<tr><td>労働安全衛生確保への取組</td><td>労働安全衛生法関係の免許を取得又は技能講習を修了している者を雇用している者
※　一つにつき２点（上限　１０点）</td><td>２点</td></tr>
<tr><td>暴力団等排除への取組</td><td>審査基準日の前日までの３か年に、和歌山県公安委員会から委託を受けて公益財団法人和歌山県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第１４条第２項に規定する講習）を受講した者</td><td>１０点</td></tr>
<tr><td rowspan="4">災害時の応急対策業務への取組</td><td>審査基準日までに、和歌山市と災害時応急対策業務協定を締結した単体、団体事業者</td><td>３０点</td></tr>
<tr><td>審査基準日までに、和歌山市と大規模災害時応急対策業務協定を締結した団体の会員</td><td>３０点</td></tr>
<tr><td>審査基準日までに、和歌山県と災害時における応急対策業務に関する協定を締結した団体の会員（ただし、和歌山市内の業務が含まれたものに限る。）</td><td>１５点</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　加算はいずれか一つとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">災害時の応急対応への貢献</td><td>審査基準日の前日までの２か年に、和歌山市と締結した災害協定の要件に基づき応急対策業務を行った者</td><td>４０点</td></tr>
<tr><td>審査基準日の前日までの２か年に、災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火）時に、和歌山市内において国又は地方公共団体の依頼に基づき応急対策業務を行った者
※　一件につき１５点（上限　３０点）</td><td>１５点</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　加算はいずれか一つとする。</td></tr>
<tr><td>災害予防活動への取組</td><td>審査基準日の前日までの２か年に事業者として防災活動への協力又は地域を含めた防災活動を主催した者</td><td>１５点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">環境配慮への取組</td><td>ＩＳＯ９０００シリーズの認証取得をした者</td><td>１０点</td></tr>
<tr><td>ＩＳＯ１４００１の認証取得をした者</td><td>１０点</td></tr>
<tr><td>エコアクション２１の認証取得をした者
※　ＩＳＯ１４００１を取得している者は加点しない。</td><td>５点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">障害者雇用への取組</td><td>法定義務建設業者（常用労働者数が３７．５以上）のうち法定数を超えて雇用している者
非法定義務建設業者の場合は、１名以上雇用している者
※　障害者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第２条に規定する者をいう。</td><td>１０点</td></tr>
<tr><td>法定義務建設業者のうち法定数の雇用をしている者</td><td>５点</td></tr>
<tr><td>地元雇用への取組</td><td colspan="2">建設業に従事する職員のうち和歌山市民を雇用している者で和歌山市民の雇用人数が１０人以上の場合、３０点を加点する。
和歌山市民の雇用人数が１０人未満の場合は、次の表により加点する。
<table>
<tr><th>雇　用　比　率</th><th>点数</th></tr>
<tr><td>５０％以上８０％未満</td><td>１０点</td></tr>
<tr><td>８０％以上</td><td>３０点</td></tr>
</table>
※　（上限　３０点）</td></tr>
<tr><td>地元業者の優先</td><td>和歌山市に主たる営業所（本社・本店）を有する者</td><td>３０点</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　　容</th><th>加算点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">優良工事表彰受賞歴</td><td>審査基準日の属する年度の前５か年において、和歌山市優良建設工事表彰要綱（平成２０年４月１日制定）に基づき受賞した者（表彰対象工事の業種に対し１件あたり）</td><td>１５点</td></tr>
<tr><td>審査基準日の属する年度の前５か年において、表彰の候補として選定したが選考の結果表彰を受けられなかった者（表彰対象工事の業種に対し１件あたり）</td><td>５点</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　（上限　４０点）</td></tr>
<tr><td>工事成績</td><td colspan="2">審査基準日の前日までの５か年において、和歌山市が発注した工事で当該業者が施工した業種別工事の工事成績評定点の平均点に応じ、次のとおり算出したものを加減する。ただし、審査基準日の前日までの工事実績がない場合は、平均成績評定点を６５点とする。
平均成績評定点が６５点を超える場合
（業種別平均工事成績評定点－６５）×３点
平均成績評定点が６５点未満の場合
（業種別平均工事成績評定点－６５）×２点
※　（上限　１００点、下限　－５０点）</td></tr>
<tr><td>技術者数</td><td colspan="2">審査に際し提出された資格者等総括表に計上された技術者に対して、業種ごとに別表１その２のとおり加点する。
ただし、一業種について一人の技術者が複数の資格を有している場合は、加点数の高いもののみとする。
※　（上限　７０点）</td></tr>
<tr><td>指名停止</td><td colspan="2">審査基準日の前日までの２か年において、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成１５年５月１日施行）及び和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止を受けた者については、次のとおり加点する。
ただし、複数回指名停止を受けた場合は、重複して加点する。
<table>
<tr><th>指　名□停　止　期□間</th><th>点数</th></tr>
<tr><td>３か月未満</td><td>－１０点</td></tr>
<tr><td>３か月以上６か月未満</td><td>－２０点</td></tr>
<tr><td>６か月以上</td><td>－３０点</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">若年技術者の確保</td><td>最新の経営事項審査において、「若年技術職員の継続的な育成及び確保」についての加点が認められている者</td><td>１０点</td></tr>
<tr><td>最新の経営事項審査において、「新規若年技術職員の育成及び確保」についての加点が認められている者</td><td>１０点</td></tr>
<tr><td>女性技術者の確保</td><td>建設業法第７条第２号又は同法第１５条第２号に該当する女性技術者を雇用している者</td><td>１０点</td></tr>
</table>

別表1 その2

資格者等総括表

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

土木	資格	技術士					建設機械施工管理技士		土木施工管理技士		実務経験		基幹技能者（土木）	認定監理技術者
		建設	建設	農業	水産	森林	1級	2級	1級	2級	001	002		
	コード	141	142	143	149	151	111	212	113	214	01	01	064	01
総合点	職員数													
	1人あたりの点数	5点	5点	5点	5点	5点	5点	2点	5点	2点	1点	1点	2点	5点
	合計点数													

建築	資格	建築施工管理技士		建築士		実務経験		基幹技能者	認定監理技術者
		1級	2級	1級	2級	001	002		
	コード	120	221	137	238	02	02	064	02
総合点	職員数								
	1人あたりの点数	5点	2点	5点	2点	1点	1点	2点	5点
	合計点数								

電気	資格	技術士			電気工事施工管理技士		電気工事士		電気主任技術者	建築設備士	一級計装士	実務経験		基幹技能者（電気）	認定監理技術者
		建設	建設	電気電子	1級	2級	第1種	第2種				001	002		
	コード	141	142	144	127	228	155	256	258	062	063	08	08	064	08
総合点	職員数														
	1人あたりの点数	5点	5点	5点	5点	2点	2点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	2点	5点
	合計点数														

管	資格	技術士						管工事施工管理技士		給水装置工事主任技術者	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管	
		機械	上下水道	上下水道	衛生工学	衛生工学	衛生工学	1級	2級		1級	2級
	コード	146	147	148	152	153	154	129	230	265	174	274
総合点	職員数											
	1人あたりの点数	5点	5点	5点	5点	5点	5点	5点	2点	1点	2点	1点
	合計点数											

資格	給排水衛生設備配管		配管・配管工		建築板金「ダクト板金作業」		建築設備士	一級計装士	実務経験		基幹技能者（管）	認定監理技術者
	1級	2級	1級	2級	1級	2級			001	002		
コード	175	275	176	276	170	270	062	063	09	09	064	09
職員数												
1人あたりの点数	2点	1点	2点	1点	2点	1点	1点	1点	1点	1点	2点	5点
合計点数												

鋼構造物	資格	技術士	土木施工管理技士		建築施工管理技士		建築士	鉄工・製罐		実務経験		基幹技能者（鋼構造物）	認定監理技術者
		建設	1級	2級	1級	2級	1級	1級	2級	001	002		
	コード	142	113	214	120	222	137	181	281	11	11	064	11
総合点	職員数												
	1人あたりの点数	5点	5点	2点	5点	2点	5点	2点	1点	1点	1点	2点	5点
	合計点数												

舗装	資格	技術士		建設機械施工管理技士		土木施工管理技士		舗装施工管理技術者		実務経験		基幹技能者	認定監理技術者
		建設	建設	1級	2級	1級	2級	1級	2級	001	002		
	コード	141	142	111	212	113	214			13	13	064	13
総合点	職員数												
	1人あたりの点数	5点	5点	5点	2点	5点	2点	5点	2点	1点	1点	2点	5点
	合計点数												

様式第１号（第６条関係）

年度　　ＮＯ．

競争入札参加資格登録書

入札参加資格者名
住所

資格区分	業　　種	総合点数
1		
2		
3		
4		
5		
6		

登録認定日
有 効 期 限

和歌山市長　　印

注　１　この証は、和歌山市競争入札参加に際し必要となるので大切に保管すること。
　　２　この証を紛失したときは、直ちにその旨を届けること。
　　３　本証を偽造する等の不正行為があった場合は、資格を取り消すものとする。